

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監 7 の第12号

監査の対象：令和 6 年度監査委員監査 市設建築物（中央卸売市場）の経営戦略に基づく維持管理に関する事務

所管所属：中央卸売市場

通知日：令和 7 年 6 月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	消防用設備等の修繕の実施について改善を求めたもの 中央卸売市場の令和 4 年度、令和 5 年度の消防用設備等点検結果報告書を確認したところ不良箇所があり、そのうち、総務省消防庁が特に重要な消防用設備等として位置づけている、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の不良箇所が、令和 5 年度は令和 4 年度に比べて増加していることが確認された。 【指摘事項】 中央卸売市場は、消防用設備等の不良箇所の状況を把握、管理し、判断基準ののっとして緊急度の高いものから早期に修繕を実施できるように、不良箇所を含めた市場施設全体の修繕計画を立て、着実に修繕に取り組める仕組みを構築されたい。	・消防用設備等の点検結果は、担当者（係員）→監督職員を補助する係長（担当係長）→監督職員（副場長）の維持管理ラインの供覧にて、不良箇所の状況把握に努めてきた。しかし、消防用設備等の点検結果に基づく修繕計画がおろそかになっていた。 ・今後は緊急度の高いものから修繕に着手できるようにするための仕組みとして、点検結果報告書の供覧後、不良箇所の状況、修繕の実施時期、予算要求及び修繕実施記録等について記載した修繕計画として不良箇所一覧表を作成する。令和 6 年度分については、9 月 30 日までに上記の不良箇所一覧表を作成し運用を行う。令和 7 年度以降についても点検結果報告書の受領ごとに不良箇所一覧表を更新し、運用する。	措置中	(令和 7 年 9 月 30 日)
2	建築基準法による建築物の敷地及び構造の点検の実施について改善を求めたもの 本場及び東部市場では、建築物等の点検手順は定期点検マニュアルに基づいて実施されていたが、「指摘なし」の判定は、建築物等の劣化状況を基準とする定期点検マニュアルに従わず、慣習的に流通活動の安全上、緊急対策が必要かどうかで判断していた。 また、建築物等の点検結果報告書は本場及び東部市場の各場長まで供覧していたが、点検結果報告書及び添付写真の特記事項の誤りは指摘されていなかった。 【指摘事項】 本場及び東部市場は、建築基準法による点検の目的を再度認識し、適正な点検と結果報告書の作成を行い、それをチェックできる仕組みを構築されたい。	・本場及び東部市場での「市設建築物の点検」については、当局の技術職員が点検者となり、維持管理に努めてきたが、「慣習的に流通活動の安全上、緊急対策が必要かどうか」という誤った判定基準で点検を行ってしまった。 ・そのため、令和 6 年度の建築基準法による点検については、令和 7 年 3 月 31 日に行い、市設建築物定期点検マニュアル（以下、「マニュアル」という。）の判定基準に沿って令和 7 年 4 月 30 日に点検結果報告書の作成及び監督職員（技術副場長）の確認を行った。 ・また、マニュアルに基づいた点検を行うよう全技術職員を対象に、令和 7 年 9 月 30 日までに研修を実施する。	措置中	(令和 7 年 9 月 30 日)

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	大気汚染防止法によるばい煙濃度の測定実施について改善を求めたもの 南港市場のばい煙濃度等の測定実施状況を確認したところ、業務委託によりばい煙濃度の測定を行っており、測定対象施設であるガス吸収式冷温水発生機は冷房専用であることから、夏期6か月未満の稼働を想定して年1回の測定実施としていた。しかし、実際は6か月を超えて稼働しており、測定の回数が大気汚染防止法の基準に合致していなかった。 【指摘事項】 1. 南港市場は、ばい煙濃度の測定を、大気汚染防止法に定められた回数で実施されたい。 2. 南港市場は、業務委託発注時に、仕様書等に記載の法定点検内容の適正について確認する仕組みを構築されたい。	【1】 令和6年度、ばい煙排出施設の稼働が6か月を超えた期間のばい煙測定については、「解体室系統ガス吸収式冷温水発生機ばい煙測定業務委託」として、新たな契約を行い、法律に基づく、2回目のばい煙濃度測定を令和7年3月25日に行った。また、令和7年度についてもばい煙排出施設の稼働が6か月を超えた場合は2回目のばい煙濃度測定を行う。 【2】 確実に法定点検を実行するため、令和8年度以降の業務委託で行う法定点検の内容が適正か契約請求時に確認できるよう、令和7年11月30日までにチェックリストを追加する。	措置中	(令和7年11月30日)